平成２３年（フ）第１４９号
福島県須賀川市小作田字西舘118番地３
債務者　川﨑　裕美（旧姓矢吹）
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第６９号
茨城県神栖市知手5168番地１　城之内アパート６号
債務者　座間　芳夫
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第８８号
長野県千曲市大字屋代684番地15
債務者　宮下　立季
１　決定年月日時　平成23年８月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第６１号
長野県駒ヶ根市赤穂13616番地５
債務者　小原　美鳥
１　決定年月日時　平成23年８月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第６２号
長野県駒ヶ根市赤穂13616番地５
債務者　小原　孝茂
１　決定年月日時　平成23年８月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第６３号
長野県伊那市境1657番地１　ヴィラ花みずき305号
債務者　仁科　博孝
１　決定年月日時　平成23年８月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第１２２号
兵庫県明石市松江421番地の１　レオパレスＩＮＯＵＥⅡ107号
債務者　日髙　英一
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１３７号
兵庫県明石市大久保町西島845番地の８
債務者　奥村多美子
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２０８号
兵庫県明石市魚住町住吉１丁目５番９号　サンライズ金森202号
債務者　松本　明子（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２２４号
兵庫県明石市和坂稲荷町46番地　セジュール明石202号
債務者　船津　建一
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２２５号
兵庫県明石市和坂稲荷町46番地　セジュール明石202号
債務者　船津　文代（旧姓中村）
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２２８号
神戸市西区福吉台１丁目８番地の１　104号
債務者　山田工業こと　山田　俊一
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２３０号
兵庫県明石市魚住町清水1261番地の１　県営明石清水第２高層住宅１棟416号
債務者　坂田由美こと　サカタ　フェルマ　ガヨラ
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２３２号
兵庫県明石市魚住町西岡449番地の３　ファーミンスペリオ魚住ヒルズ101号
債務者　原　　直美
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２３５号
兵庫県明石市沢野２丁目15番５号　明和荘
債務者　後藤　法子（旧姓淺野）
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２３７号
兵庫県明石市二見町西二見1127番地の１　アーベインＩＭＯＴＯ203号
債務者　世良　弥生（旧姓大眉）
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２４６号
兵庫県明石市鷹匠町12番10号　ノーブルハイム鷹匠402号、旧住所兵庫県明石市硯町１丁目７番５号　プチ・オランジェ102号
債務者　木村　明恵（旧姓茨木）
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係